

豊川市監査公表第14号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成30年3月30日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	波多野 文 男

【別紙】

定期監査結果に基づく措置通知書（上下水道部水道業務課・水道整備課）

監査実施期間 平成29年11月17日から
平成29年12月25日まで

豊川市監査公表第5号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 建設工事の設計変更による契約変更に関する事務について、豊川市建設工事等設計変更事務取扱要領に準じた取扱いに改善されたい。</p>	<p>1 建設工事の設計変更による契約変更に関する事務について、今後は設計変更協議書の決裁区分を豊川市建設工事等設計変更事務取扱要領に準ずることとした。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成30年3月22日現在のものである。